

## 重度心身障害者手当支給事業において支給対象外となる施設

障害児入所施設
障害者支援施設 ( <u>生活介護に限る</u> )
乳児院、児童養護施設
指定発達医療機関
障害者総合支援法に規定する療養介護を行う病院又は障害者支援施設
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関等の進行性筋萎縮症者の治療等を行う施設
国立保養所
生活保護法に規定する救護施設又は更生施設
病院又は診療所(法令の規定に基づく命令による入院・入所に限る)
養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

※介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホームは支給対象です。

※通所施設は支給対象です。(障害者就労訓練施設しらこぼと、児童発達支援センター等)